

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

箕面市長 原田亮

市町村名 (市町村コード)	箕面市 (27220)
地域名 (地域内農業集落名)	芝・稻地区 (芝・稻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月4日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

地区の農地は概ね良好に耕作されており、水稻栽培が大半であるが、畑作では露地野菜を中心に栽培されている。北大阪急行線の延伸に伴い、地価の高騰や周辺環境が変化しており、農業の継続についても注視していく。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

今後も引き続き保全に力を入れ、地域として水稻栽培及び露地野菜等の耕作を継続していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の耕作利用が可能な農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
水利組合区域地図の芝・稻地区内の農地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

自作を継続するため、集約化は行わない。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し付けは行わない。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

農地の活用について、隨時整備が必要な箇所を精査し、農作業効率の向上や生産力の維持を図っていく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

可能な限り現在の耕作者により耕作できるよう努めていく。継続できない場合についても、現在の耕作者が自ら後継者を育成していく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦地区内の農道・水路等の施設について、地区内農業者の連携・協力により適切に維持管理していく。

⑩本計画策定後に計画を変更する場合は、地区内での協議は、自治会長、実行組合長、水利組合長等あらかじめ地域で定めた代表者間による合意をもって変更することを可とする。協議の方法については、対面での開催のほか、書面もしくは市ホームページによる簡易的な方法も可とする。